

令和8年度 八戸市リサイクルパートナー補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、再生利用の可能なごみ(以下「資源物」という。)の回収を行うため、市に登録された資源物回収団体(以下「リサイクルパートナー」という。)に予算の範囲内で補助金を交付することにより、資源物回収運動の推進を図ることを目的とする。

(資源物の種類)

第2 資源物の種類は、次のとおりとする。(ただし、家庭から排出されるものに限る。)

- (1) 紙類 新聞、雑誌(チラシ含む)、段ボール、牛乳パック、その他紙等
- (2) 金属類 スチール缶、アルミ缶、金物等
- (3) びん類 繰り返し利用できるリターナブルびん等
- (4) 古着類 衣類全般、タオル類、シーツ類、布切れ、カーテン類等
- (5) プラスチック類 ペットボトルキャップ

(補助金の交付)

第3 補助金は、リサイクルパートナーが、八戸市資源物集団回収事業補助金交付要領に基づいて市に登録された資源物回収事業者(以下「回収事業者」という。)に資源物を売却した場合に交付する。

(補助金額)

第4 補助金の額は、リサイクルパートナーが回収した回収事業者に売却した資源物の重量に応じて積算することとし、その単価については、1kg当たり3円とする。

(登録)

第5 登録を受けようとする資源物回収団体は、八戸市リサイクルパートナー登録申請書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、当該団体が町内会、子供会、PTA、婦人会等の団体で、おおむね20人以上の構成員を有するときは、リサイクルパートナーとしてその登録を決定し、通知するものとする。
- 3 前年度末日においてリサイクルパートナーとして市に登録されている者は、この要領の実施の日において、前項の規定によりリサイクルパートナーとして登録を決定されたものとみなす。
- 4 登録を受けたリサイクルパートナーが、登録した事項に変更が生じた場合又は登録を廃止する場合は、速やかに、八戸市リサイクルパートナー登録変更(廃止)届出書(別記第2号様式)により市長に届出なければならない。
- 5 前項の規定に関わらず、登録を受けたリサイクルパートナーに5年以上の活動実績がないとき、市は当該登録を廃止したものとみなす。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとするリサイクルパートナーは、八戸市リサイクルパートナー補助金交付申請書(別記第3号様式)に回収事業者の計量伝票又はその写しを添えて、次の区分により申請するものとする。

- (1) 令和8年3月から令和8年8月までの売却分(上半期)
- (2) 令和8年9月から令和9年2月までの売却分(下半期)

2 申請書の提出期限は、上半期は令和8年9月30日、下半期は令和9年3月19日とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7 市長は、第6の申請書を受理したときは、当該申請書の審査等により、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、その旨を八戸市リサイクルパートナー補助金交付決定及び額の確定通知書(別記第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。